

# 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物・要緊急安全確認大規模建築物に対する固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

清瀬市長あて

納税義務者の住所・所在	
納税義務者の氏名・名称	

電話番号 ( )

次の固定資産について、地方税法附則第 15 条の 10 第 1 項に規定する耐震改修が行われた要安全確認記載建築物に対する固定資産税の減額を受けたいので、清瀬市市税条例附則第 10 条の 3 第 11 項の規定に基づき申告します。

所在地番	
種類 (家屋の用途)	<input type="checkbox"/> 要安全確認計画記載建築物 (用途: ) <input type="checkbox"/> 要緊急安全確認大規模建築物 (用途: )
構造	
延床面積	m <sup>2</sup>
建築年月日	年 月 日
登記年月日・家屋番号	年 月 日 (家屋番号: )
耐震改修工事完了日	年 月 日
地方税法施行規則附則第 7 条第 11 項の補助	円
耐震改修工事費	円
耐震改修工事完了後 3 カ月以内に申告書を提出することが出来なかった理由	

## 添付書類

- 耐震基準に適合した工事であることを証明する書類 (地方公共団体、都道府県知事が登録した建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書)
- 地方税法施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 7 条または同法附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し
- 耐震改修に要した費用を証する書類

この制度の概要については、次の通りです。

#### 1 概要

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物又は、要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋のうち、平成 26 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに政府の補助を受けて耐震改修が行われたもので、耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明された家屋に対して、工事完了年の次年度から 2 年度分、当該家屋に係る固定資産税の 2 分の 1 を減額します（但し、耐震改修工事費用の 2.5 パーセントが限度）。

#### 2 対象となる家屋の要件

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物

#### 3 改修工事の要件

平成 26 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに政府の補助を受けて耐震基準に適合させるように行われた耐震改修工事

#### 4 減額の対象

工事完了年の次年度から 2 年度分、耐震改修を行った当該家屋に係る固定資産税の 2 分の 1 を減額します（但し、耐震改修工事費用の 2.5 パーセントが限度）。

#### 5 提出書類

この申告書を、添付書類と共に提出してください。

#### 6 提出先

清瀬市市民環境部課税課固定資産税係  
電話 0 4 2 - 4 9 2 - 5 1 1 1 （内線 2226 番～2229 番）